

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年12月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800142 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800050 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 2 月 3 日

私は、A 社から請求期間に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 30 年 9 月 14 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「賞与一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A 社が提出した賞与一覧表、同社の回答及び年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、25 万円に訂正することが必要である。

また、A社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、当社が経営する店舗の店長であり、一般の従業員と同様、商品の製造販売を行っており、給与計算又は社会保険事務の業務に従事又は関与する立場にはなく、当該業務に係る決裁権もなかった。」と回答しており、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年9月14日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800143 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800051 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 2 月 3 日

私は、A 社から請求期間に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 30 年 9 月 14 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「賞与一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A 社が提出した賞与一覧表、同社の回答及び年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、25 万円に訂正することが必要である。

また、A社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、当社が経営する店舗の総括店長であり、一般の従業員と同様、商品の製造販売を行っており、給与計算又は社会保険事務の業務に従事又は関与する立場にはなく、当該業務に係る決裁権もなかった。」と回答しており、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年9月14日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800144 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800052 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 2 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 2 月 3 日

私は、A 社から請求期間に賞与が支給されていた。しかし、会社が請求期間に係る届出を失念していたため、平成 30 年 9 月 14 日に賞与支払届が年金事務所に提出されたが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条に該当し、年金額の計算に反映されない記録になっている。

A 社が保管している請求期間の「賞与一覧表」には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A 社が提出した賞与一覧表、同社の回答及び年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、25 万円に訂正することが必要である。

また、A社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、当社が経営する店舗の店長であり、一般の従業員と同様、商品の製造販売を行っており、給与計算又は社会保険事務の業務に従事又は関与する立場にはなく、当該業務に係る決裁権もなかった。」と回答しており、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年9月14日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800139 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800007 号

第 1 結論

昭和 46 年 12 月から昭和 48 年 10 月までの請求期間及び昭和 60 年 8 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から昭和 48 年 10 月まで
② 昭和 60 年 8 月から平成 6 年 3 月まで

請求期間①について、昭和 46 年 12 月に仕事を退職し、実家のある A 町（現在は、B 町）に戻って来たところ、A 町役場の職員だった私の同級生から国民年金及び付加年金の説明を受け、父からも付加年金の加入を勧められたため、国民年金に加入するとともに付加年金にも加入し、保険料を納付していた。

また、請求期間②について、夫が事業主となったため、専従者の私は国民年金に加入することになり、義母が加入手続を行ってくれた。付加年金については良く理解していたため、付加年金にも加入し、保険料を納付していた。

しかし、請求期間①及び②に係る付加年金の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の当時の住所地である B 町から提出された国民年金の帳簿から、請求者は、請求期間①のうち、昭和 46 年 12 月から昭和 48 年 9 月までの国民年金保険料（定額保険料）を納付しているものの、当該期間に係る付加保険料は納付していないことが確認できる。

また、請求者の請求期間①後の住所地である C 市が作成した請求者の国民年金被保険者名簿を見ても、請求者が請求期間①において付加年金に加入し、付加保険料を納付していたことはうかがえない。

さらに、請求期間①において請求者と同居し、請求者に付加年金への加入を勧めたとされる請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①にお

ける付加年金への加入及び付加保険料の納付状況等について確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者の当時の住所地であるC市は、付加年金に加入している被保険者について、国民年金被保険者名簿の「附加」の「取得申出」欄に取得申出日を必ず記入していた旨を回答しているところ、同市が作成した請求者の被保険者名簿の当該欄は空欄であることが確認できることから、請求者は、付加年金に加入していなかったものと考えられる。

また、C市は、「請求期間②当時、付加年金に加入している被保険者に対し、定額保険料と付加保険料の合計額が記載された納付書を発行していた。」と回答しているところ、請求者の国民年金被保険者名簿を見ると、平成6年4月分の国民年金保険料（1万1,100円）が還付された記録が記載されており、当該金額は平成6年度の付加保険料を含まない定額保険料の金額と一致していることから、請求者は同年4月において、付加保険料を納付していなかったことが確認できる上、請求者が定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難いことから、請求者は請求期間②に係る付加保険料を納付していないと推認できる。

さらに、請求者と一緒に国民年金保険料及び付加保険料を納付していたとされる請求者の元夫は、請求期間②において、請求者が付加保険料を納付していたか否か覚えていない旨を陳述している上、請求期間②における請求者の付加年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の元義母は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間②における付加年金への加入及び付加保険料の納付状況等について確認することができない。

- 3 このほか、請求期間①に係るB町が保管する国民年金の帳簿及び請求期間②に係るC市が作成した国民年金被保険者名簿の納付記録とオンライン記録は一致している上、請求者が請求期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800111 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800008 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 41 年 11 月まで

私は、昭和 41 年 12 月に会社を退職した際、それまでの厚生年金保険被保険者期間について一時金としてもらったが、国民年金を満額もらうために、請求期間に係る国民年金保険料を特例納付したのに、当該期間に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、「会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続を行い、ほんの少ししてから請求期間に係る国民年金保険料を特例納付した。」と主張しているところ、請求者が所持する年金手帳によると、昭和 36 年 3 月 10 日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、昭和 44 年 1 月 1 日に再度同資格を取得し、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 2 月 24 日に納付したと記載されており、当該納付時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができないため、特例納付をするほかない。

しかしながら、国民年金法の特例納付に関する規定により、特例納付の対象期間は、国民年金の強制加入被保険者期間とされているところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において厚生年金保険に加入し、退職後の昭和 42 年 5 月 16 日に脱退手当金が支給されていることが確認できることから、制度上、当該期間において国民年金に加入することはできず、当該期間の国民年金保険料を特例納付することはできない。

また、上記年金手帳及び請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、取得年月日が遡って訂正された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構A広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和60年3月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所〔当時〕が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付金額、納付場所等について記憶が明確でない上、具体的な納付時期も記憶しておらず、請求者が特例納付実施期間内に請求期間に係る保険料を納付したことを確認することができない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800135 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800009 号

第 1 結論

昭和 60 年 3 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 3 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、請求期間について、会社を退職してから結婚するまでの昭和 60 年 3 月は A 市で強制加入被保険者として、結婚後は B 市で任意加入し、第 3 号被保険者となるまでの期間の国民年金保険料を納付していた。

年金手帳の「国民年金の記録」欄にも、昭和 60 年 4 月 14 日から昭和 61 年 4 月 1 日までは「任意」と記載されているのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）には、1 行目の「被保険者でなくなった日」欄に「昭和 60 年 4 月 14 日」、2 行目の「被保険者となった日」欄に「昭和 60 年 4 月 14 日」、「被保険者の種別」欄に「任」、「被保険者でなくなった日」欄に「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることから、昭和 60 年 4 月頃に B 市役所 C 支所で国民年金の手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、戸籍の附票から、請求者は昭和 60 年 5 月 1 日に A 市から B 市に転入したことが確認できることから、同市から提出された請求者に係る国民年金異動届兼申請書には、届出日欄に「61. 4. 18」と記載され、届出事項欄の「転入」にチェックが付されていることが確認できることから、昭和 61 年 4 月 18 日に、同市に転入後初めて国民年金の加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する手続時期と相違する。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳、A 市が管理した検認報告書並びに B 市が管理した国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者資格取得・種別変更（第 3 号被保険者該当）届書によると、請求者は、昭和 56 年 2 月 21 日に国民年金の被保険者

資格を喪失し、昭和 61 年 4 月 1 日に同資格を再取得していることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、B市が管理した請求者に係る検認記録には、請求期間を含む昭和 56 年 2 月から昭和 61 年 3 月まで斜線が引かれており、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付方法等について具体的に記憶していない上、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800128 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800049 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 7 月 15 日
② 平成 27 年 7 月 15 日

A 社から請求期間①及び②に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①及び②に係る支給控除一覧表により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を請求期間①及び②当時に提出していなかった原因について、資金繰りの関係であった旨を回答している。

また、事業主及び請求者は、A 社において、請求者が、厚生年金保険に係る届出等の社会保険事務に関与する立場であった旨を陳述及び回答していることから、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与支払届が年金事務所に提出されておらず、保険料を納付していないことを知り得る状態であったと考えられる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書

に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると判断されることから、請求期間①及び②については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。